に相当する額

AC_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.017

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.020

AC_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.020

AC_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

AC_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

AD_n　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

AE_{23}＝0.052

AE_{24}＝0.052

AE_{25}＝0.051

AE_{26}＝0.050

AE_{27}＝0.049

AE_{28}＝0.0486

AE_{29}＝0.0486

AE_{30}＝0.00158

$AE_{令元}$＝0.00107

$AE_{令2}$＝0.00186

AF_n　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成23年度から令和2年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成23年度から令和2年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

する額

AC_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.017

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.020

AC_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.020

AC_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

AC_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

AD_n　n年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

AE_{23}＝0.052

AE_{24}＝0.052

AE_{25}＝0.052

AE_{26}＝0.051

AE_{27}＝0.049

AE_{28}＝0.0486

AE_{29}＝0.0018

AE_{30}＝0.00158

$AE_{元}$＝0.00107

AF_n　n年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成23年度から令和元年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成23年度から令和元年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額